

# さがみ信用金庫のあゆみ

1924年 8月 2日	「有限責任小田原信用購買組合」として設立許可
1925年 10月20日	「有限責任小田原信用購買組合」営業開始
1943年 7月16日	市街地信用組合法に基づき組織変更、「小田原信用組合」に改称
1946年 4月30日	本店を小田原市幸に移転、十字町支店新設（小田原市十字）
1951年 1月24日	湯本町支店新設（湯本町湯本）
1952年 4月 1日	信用金庫法に基づき組織変更、「小田原信用金庫」に改称
1954年 4月 8日	内国為替業務取り扱い開始
1957年 4月 8日	緑町支店新設（小田原市緑）
1959年 6月 1日	国府津支店新設（小田原市国府津）
1963年 10月 1日	鴨宮支店新設（小田原市鴨宮）
1965年 12月 1日	富水支店新設（小田原市堀之内）
1967年 9月 1日	日本銀行歳入代理店業務取り扱い開始
1968年 10月 1日	開成町支店新設（開成町吉田島）
1970年 9月 1日	湯本支店（湯本町支店を改称）新築移転（箱根町湯本）
1971年 8月25日	南足柄支店新設（南足柄市和田河原）
1973年 12月10日	緑町支店久野出張所新設（小田原市久野）
1975年 9月 1日	緑町支店久野出張所が支店昇格、久野支店に
1976年 5月17日	湯河原支店新設（湯河原町吉浜）
12月27日	本部ビル新築移転（小田原市浜町）
1977年 7月18日	自営オンライン稼働開始
8月 1日	蛭田支店新設（小田原市蓮正寺）
1978年 12月18日	酒匂支店新設（小田原市酒匂）
1980年 11月10日	二宮支店新設（二宮町二宮）
1981年 6月15日	本店小田原駅前出張所新設（小田原市栄町）
1982年 3月23日	新オンラインシステム稼働開始
4月 3日	CD・ATM稼働開始
11月29日	寿町支店新設（小田原市寿町）
12月 6日	栢山支店新設（小田原市栢山）
1983年 6月 1日	長期国債窓口販売開始
1984年 6月18日	渋沢支店新設（秦野市松原町）
12月 3日	南鴨宮支店新設（小田原市南鴨宮）
1985年 7月 1日	沼田支店新設（小田原市北ノ窪）
8月 1日	本店小田原駅前出張所が支店昇格、駅前支店に
11月25日	大井支店新設（大井町金子）
12月 2日	東町支店新設（小田原市東町）
1986年 10月20日	扇町支店新設（小田原市扇町）
1989年 5月 8日	オンラインシステムを信金共同事務センターへ移行
10月23日	大磯支店新設（大磯町大磯）
1990年 9月28日	三浦信用金庫（現かながわ信用金庫）、平塚信用金庫との業務提携締結
1991年 5月21日	豊川支店新設（小田原市成田）
1992年 5月14日	三金庫業務提携グループブランド「TRiBank」を発表
9月28日	足柄信用金庫と合併、「さがみ信用金庫」発足
1993年 10月21日	ガイドプラザ支店新設（小田原市中里）
1994年 3月14日	伊勢原支店新設（伊勢原市白根）
5月 9日	成田事務センター新設（小田原市成田）
10月 1日	東京手形交換所加盟
1995年 10月20日	「地域文化芸術振興基金」創設
1996年 4月 1日	国府支店新設（大磯町月京）
4月15日	岡崎支店新設（平塚市岡崎）
1998年 9月28日	箱根信用金庫と合併
1999年 3月 8日	板橋支店（十字町支店を改称）新築移転（小田原市板橋）
7月19日	ローンセンター開設
2000年 7月 3日	延沢出張所を廃止、開成町支店に統合 城山支店を廃止、久野支店に統合
10月 2日	中里支店を廃止、鴨宮支店に統合
11月13日	西相信用金庫の事業譲り受け
12月 4日	宮ノ下支店を廃止、宮城野支店に統合し新築移転（箱根町宮城野）
	「しんきんゼロネットサービス」開始

2001年 3月 5日	スポーツ振興くじtoto当せん金払戻業務開始
4月 2日	損害保険窓口販売業務開始
11月 1日	ローンセンターのぶさわ・ダイナシティ新設
2002年 10月 1日	個人年金保険窓口販売業務開始
10月11日	岡崎出張所を廃止、渋沢支店に統合 国府出張所を廃止、二宮支店に統合 明道街支店を廃止、宮上支店に統合
10月18日	大磯支店を廃止、二宮支店に統合 伊勢原支店を廃止、渋沢支店に統合
2003年 2月 3日	個人向け国債等の募集の取り扱い開始
2004年 1月26日	Pay-easy税金・各種料金の払込サービスの開始
2005年 4月 1日	ローンセンターのぶさわを廃止、ローンセンター開成町支店・湯河原支店開設
4月11日	投資信託窓口販売業務開始
2006年 3月26日	ローンセンター湯河原支店を廃止
4月24日	ローンセンター開成町支店を廃止
12月 1日	一時払終身保険窓口販売業務開始
2007年 1月12日	下曾我支店を廃止、豊川支店に統合
1月19日	山北支店東山北出張所を廃止、山北支店に統合
2008年 6月16日	秦野駅前プラザ支店新設（秦野市尾尻）
8月 1日	第3分野保険商品（がん保険・医療保険）の取り扱い開始
2009年 10月 1日	学資保険の取り扱い開始
2010年 2月23日	傷害保険の取り扱い開始
4月 1日	投信インターネットサービスを開始
2011年 12月 7日	中小企業再生ファンド 「かながわ中小企業再生ファンド」の組成に参画
2012年 11月 5日	中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関として、認定を受ける
2013年 2月18日	でんさいサービスの業務受託開始
2月21日	エコステージ1の認証を取得
4月 8日	国府津支店移転リニューアルオープン
7月 5日	鴨宮支店ダイナシティイースト出張所を廃止、国府津支店に統合
11月22日	かじや支店を廃止、湯河原支店に統合
2014年 1月 1日	NISA（少額投資非課税制度）の取り扱い開始
2月20日	エコステージ2の認証を取得
11月20日	「ポジティブ・アクション宣言」公表
12月 8日	湯河原支店新築移転（湯河原町城堀）
2015年 4月 1日	地域元気創造部を新設
4月10日	元箱根支店を廃止、湯本支店に統合
2016年 3月 4日	東町支店を廃止、寿町支店に統合
3月 7日	寿町支店新築移転（小田原市寿町）
2017年 1月12日	三島信用金庫と「地域活性化に向けた業務連携に関する覚書」を締結
7月10日	箱根八里街道観光推進協議会と「パートナーシップ協定」を締結
2018年 1月 4日	信託契約代理業の取り扱い開始
9月 7日	フロンティア・マネジメント(株)との提携
10月 1日	事業承継センター(株)との提携
11月21日	小田急電鉄(株)との連携
12月 7日	日本公認会計士協会神奈川県会との提携
12月14日	「小田原箱根事業承継マッチング事業～響をつなぐ～」への参画
2019年 9月24日	「通帳レス」サービスの取り扱い開始
11月11日	「SDGs宣言」公表
2020年 1月14日	マルチQRコード決済サービスの取り扱い開始
2月19日	「2020年さがみ信金ビジネス商談会」の開催
9月 7日	緑町支店を新築移転（小田原市栄町）
9月11日	扇町支店を廃止、緑町支店に統合
10月 1日	READYFOR(株)との連携
10月19日	(地独) 神奈川県立産業技術総合研究所との提携
2021年 3月10日	東日本電信電話(株)との連携
6月15日	(株)ライトアップとの提携
2022年 2月14日	個人相談センター開設

# 金庫運営の体制

## 金庫の主要な事業の内容

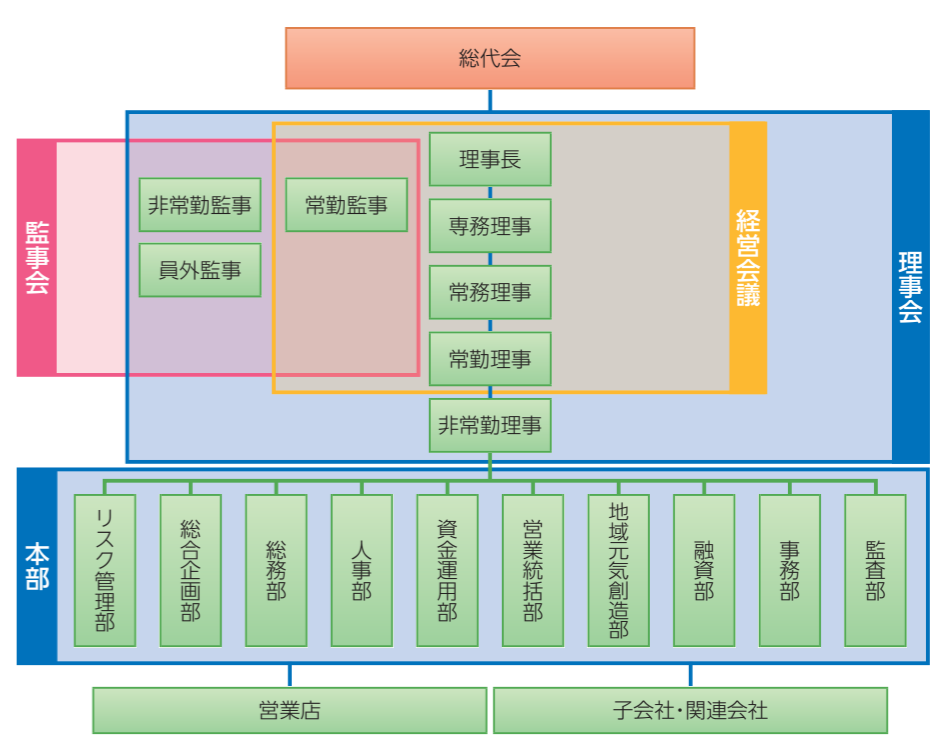
業 務	概 要
預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取り扱っています。
貸出業務	①貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っています。
	②手形の割引 銀行引受手形、商業手形等の割引を取り扱っています。
有価証券投資業務	預金の支払い準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。
内国為替業務	送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っています。
附帯業務	①代理業務 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務／地方公共団体の公金取扱業務／株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務／住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理貸付業務
	②保護預り及び貸金庫業務
	③有価証券の貸付
	④債務の保証
	⑤公共債の引受
	⑥国債等公共債及び投資信託の窓口販売
	⑦保険商品の窓口販売（保険業法第 275 条第 1 項により行う保険募集）
	⑧スポーツ振興くじの払戻業務
	⑨電子債権記録業に係る業務
	⑩両替

## 役員一覧

理事長	遠藤 康弘
専務理事	二見 弘
常務理事	佐藤 貴行
常務理事	石田 尚久
常勤理事	岩本 慎一
常勤理事	中村 知裕
常勤理事	深瀬 享
非常勤理事	鈴木 博晶（※1）
非常勤理事	飯沼 寛雄（※1）
非常勤理事	宮島 和美（※1）
非常勤理事	原 正樹（※1）
常勤監事	松崎 英一
非常勤監事	石井 明（※2）
非常勤監事	小野 康夫（※2）

※1の理事については、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。  
※2の監事については、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 事業の組織図



2022年7月1日 現在

2022年7月1日 現在

# 金庫運営の体制

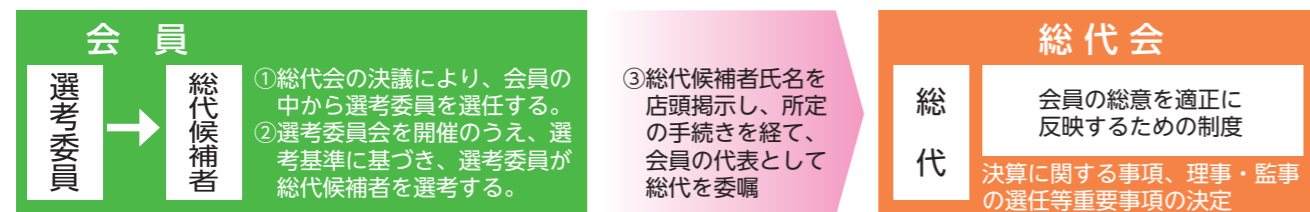
## 総代会制度

会員やお客さまの声は大切な経営資源のひとつであると認識し、会員の中から選任された代表者からなる総代会を通じて、会員一人ひとりの意見を適正に反映させながら、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

## 総代会の仕組み

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて信用金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能であることから、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。さらに、当金庫では、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にするとともに、事業報告書にご意見・ご要望を求める旨の記載をする等、会員の皆さまの声を幅広く取り入れ、さまざまな経営改善に向けて取り組んでいます。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



## 総代とその選任方法

### 総代の任期・定数

- ①総代の任期は3年です。
- ②総代の定数は100人以上150人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。なお、2022年3月31日現在の総代数は135人で、会員数は50,627人です。

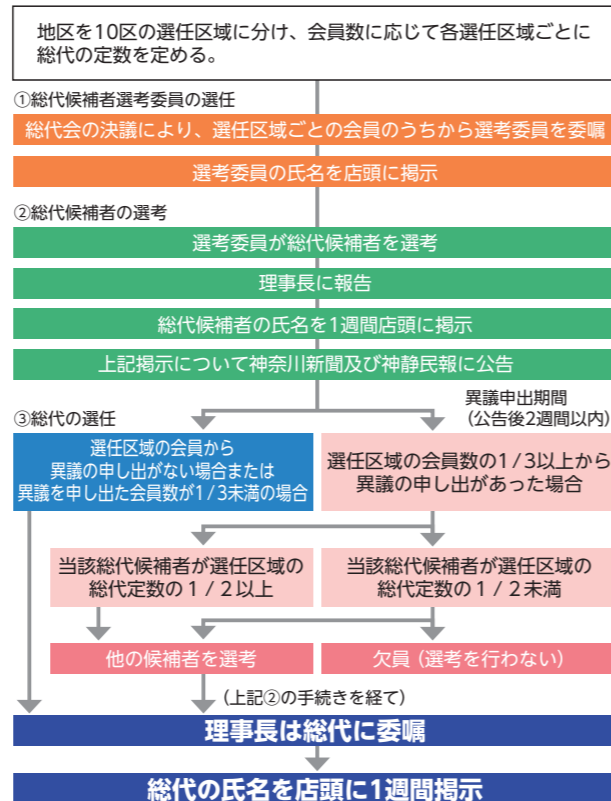
### 総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っています。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準<sup>※</sup>に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。
- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
  - ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
  - ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議がある場合申し出ることができる）。

(注) 総代候補者選考基準

- ①資格要件
  - ・当金庫の会員であること
  - ・就任時点で満77歳に達していないこと
- ②適格要件
  - ・総代として相応しい人格、見識を有する方
  - ・地域における信望が厚い方
  - ・当金庫の理念・使命をよく理解され、当金庫との緊密な取引関係を有する方
  - ・当金庫の発展にご協力いただける方

## 〈総代が選任されるまでの手続きについて〉



## 第98回通常総代会の決議事項

2022年6月21日、第98回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

### 報告事項

第98期 業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 第98期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 会員除名の件
- 第3号議案 理事退任の件
- 第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

## 総代の氏名等

選任区域	定数(実数)	氏名
1区 小田原市 湯河原町 熱海市 その他地域	19人 (19人)	新井 宏信⑦ 市川 妙子③ 岡田浩一郎⑩ 奥山 恵子⑤ 柏木 晃二⑤ 加藤 義明⑦ 川瀬 公之② 倉田 雅史② 後藤 啓治① 椎野 雅之① 鈴木 一由⑤ 瀬戸 良幸⑤ 高杉 尚男③ 田淵 利一⑤ 二見 祥之① 丸塚 正子② 峯 一喜① 山本 一郎② 吉田 孝④
2区 小田原市 真鶴町	15人 (15人)	石崎 孝① 太田 忠⑨ 加藤 公明② 加藤 芳雄③ 鋸持 久資② 小清水 勲⑧ 菅野 紀幸⑦ 鈴木 茂男⑩ 高橋 守② 谷平 賢治① 萩野 健治⑤ 府川 勝① 本多 純二③ 藪田 徹也② 脇山 俊①
3区 小田原市	15人 (15人)	鍵和田 悟③ 勝又 辰美① 草間 次郎① 小高 康裕④ 小林 英樹① 近藤 保⑥ 杉崎 勝成① 高橋 伸③ 一寸木孝好④ 中戸川 勝① 中野 雄一④ 星崎 祐一⑦ 山口 修平② 山崎 康美② 山田 敏樹①
4区 小田原市	11人 (11人)	阿部 正弘② 石森 公夫⑨ 井島 誠行③ 内田 治光⑥ 加藤 伸一⑤ 近藤 増男② 杉崎 得代① 田村 和生③ 浜野 兼利① 穂坂 肇③ 山田 義征⑤
5区 小田原市	10人 (10人)	石塚 達義③ 大木 昇② 小宮 信行④ 小島 憲弘① 武田 隆⑩ 中村 修司③ 星崎 成朗② 堀内 哲也② 安池 弘⑦ 譲原 彰⑩
6区 小田原市	13人 (13人)	岩瀬 忠司⑤ 長田 宏① 加藤 雅之① 栢沼 雄一① 岸岡 昌司② 佐々木宗史① 椎野喜一郎⑧ 鈴木 雅治④ 高野 久男② 常盤 紳一③ 三木 俊二① 守屋 善男② 横田 仁①
7区 山北町・松田町 開成町・大井町	18人 (18人)	市川 和男⑥ 井上 俊之④ 井上 秀人④ 大立目敬一③ 鍵和田 茂③ 神田 富男③ 木川 修一⑤ 須賀 一雄③ 杉山 市好④ 瀬戸 二郎① 竹村 勇① 田中 博幸⑥ 千村 憲一⑤ 辻村 彰秀⑤ 津田 久男② 中井 博英⑩ 中村 勉⑩ 林 俊英②
8区 箱根町・平塚市 伊勢原市・厚木市	10人 (10人)	飯尾 博幸③ 石村 隆生⑨ 梅村 美成② 勝保 徳彦② 小宮 憲二⑨ 杉山 幹雄③ 鈴木 義二② 田代 恭子② 田中 治光⑩ 山田 敏理②
9区 南足柄市	12人 (12人)	荒井 晴男③ 安藤 薫② 石井 一成④ 碓井 利明① 碓井 正伸⑨ 遠藤 達人① 加藤 誠一③ 小林 隆① 宮嶋 鉄志③ 村上 仁② 森下 清徳① 山室 清彦②
10区 二宮町・大磯町 中井町・秦野市	12人 (12人)	小島 晃⑩ 杉山富太郎⑨ 陶山 典之① 関野 滋一③ 瀬戸 誠② 田邊 邦良⑩ 花田 亮⑨ 古澤 有三③ 眞下 美紀② 宮崎 裕子② 森 宏行⑩ 山本 健一④

※氏名の後の数字は総代への就任回数を示しています。 敬称略、五十音順 2022年6月21日 現在

## 総代の属性別構成比

職種別	法人役員 93.3%、 個人事業主 6.7%、 個人 0.0%
年代別	70代以上 48.1%、 60代 39.3%、 50代 11.9%、 40代 0.7%
業種別	製造業 21.5%、 卸売業 10.4%、 小売業 12.6%、 サービス業 31.1%、 建設業 16.3%、 不動産業 8.1%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。 2022年6月21日 現在



# 金庫運営の体制

## 法令等遵守態勢

当金庫は、全役職員が社会的責任と公共的使命に因るため、法令・金庫内規範・ルール等の社会的規範を忠実かつ誠意を持って遵守することにより、「地域社会から信頼され、信用される金融機関」をめざしています。

## 法令等遵守関係規範の制定

当金庫では、経営倫理・法令等遵守精神を高揚するため、「さがみ信用金庫行動綱領等の金庫内規範と遵守しなければならない主要法令等の解説・手引書」を制定し、全役職員必携として常にその内容の理解を深めています。

## 法令等遵守態勢の確立

当金庫では、法令等遵守態勢を統括・推進するための組織として「リスク管理部」を設置しています。また、経営の透明性の確保をめざして設置された「コンプライアンス委員会」では、法令等遵守態勢の整備と役職員に対する法令等遵守の啓蒙活動の推進等に取り組んでいます。

さらに、各部・営業店にコンプライアンス・オフィサーを配置し、日常の業務運営における違法行為や事故発生の未然防止のためのチェックを実施しています。

そのほかにも、金庫内外に発信する文書等の自主点検、お客さまからの苦情・申し出事項への迅速な対応にも努めています。

## 利益相反管理方針の概要

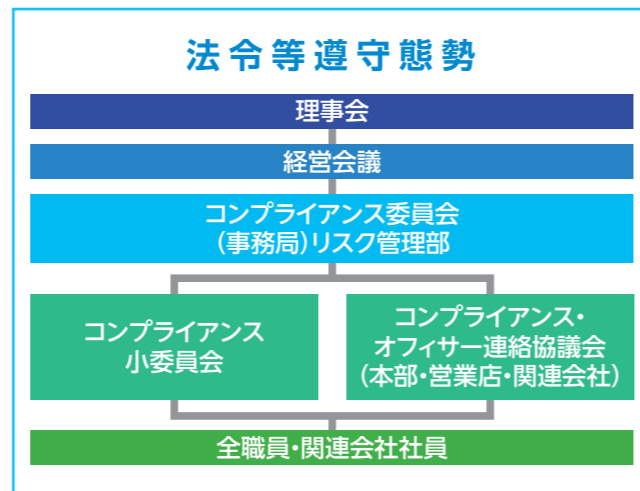
当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守します。

- 当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
    - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
    - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
  - ①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法やその他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
  - 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
  - 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

## 反社会的勢力に対する宣言

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する宣言」を行い、これを遵守します。

- 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取り組み

近年、日本及び国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、マネロン等）対策の重要性がますます高まっています。さがみ信用金庫はマネロン等対策を経営上の重要課題の一つととらえ、経営陣が主導性を発揮して管理態勢の強化と実効性の向上に努めております。

## さがみ信用金庫のマネロン等管理態勢

区分	部署	役割
第1の防衛線（営業部門）	営業店等	マネロン等対策に係る手続き等を十分理解したうえで、リスクに見合った低減措置を的確に実施する。
第2の防衛線（管理部門）	リスク管理部、事務部等	第1線に対し、独立した立場から牽制を行うとともに、第1線を支援する。
第3の防衛線（内部監査部門）	監査部	第1線及び第2線が適切に機能しているか、更なる高度化の余地等について独立した立場から定期的に検証する。

## 顧客保護等管理態勢

当金庫は、地域金融機関として経営方針に則り、お客さまに満足していただけるよう顧客保護及び利便性の向上にむけ、役職員一丸となって取り組んでいきます。

## 顧客保護等管理方針

- 当金庫は、地域金融機関の持つ社会的責任と公共的使命を常に認識し、お客さま<sup>(注1)</sup>の保護と利便性の向上に努め、お客さまの期待に応えられる信用金庫となることを目指します。  
 (注1) お客さまとは、当金庫の業務<sup>(注2)</sup>を利用する方及び利用しようとする方をいいます。  
 (注2) 当金庫の業務とは、当金庫の業務方法書で定めるすべての業務をいいます。
- 当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行います。
- 当金庫は、お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、その理解や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- 当金庫は、お客さまからの意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼を得られるように努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めます。
- 当金庫は、お客さまの情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取り扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じます。
- 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めます。

## 当金庫の顧客保護等管理態勢

### 1. 顧客説明管理態勢

お取引や商品に関するお客さまへの説明と情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。

### 2. 顧客サポート等管理態勢

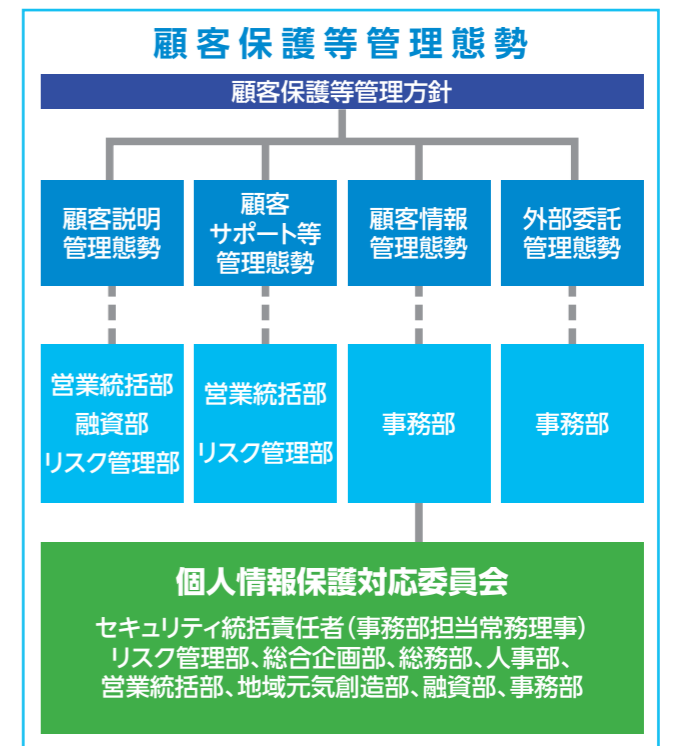
お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望及び苦情など、お客さまからのさまざまなご意見に対し、適切に対応します。

### 3. 顧客情報管理態勢

お客さまの情報は、適正かつ適法な手段で取得・管理するとともに、その情報への不正なアクセスや流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じます。

### 4. 外部委託管理態勢

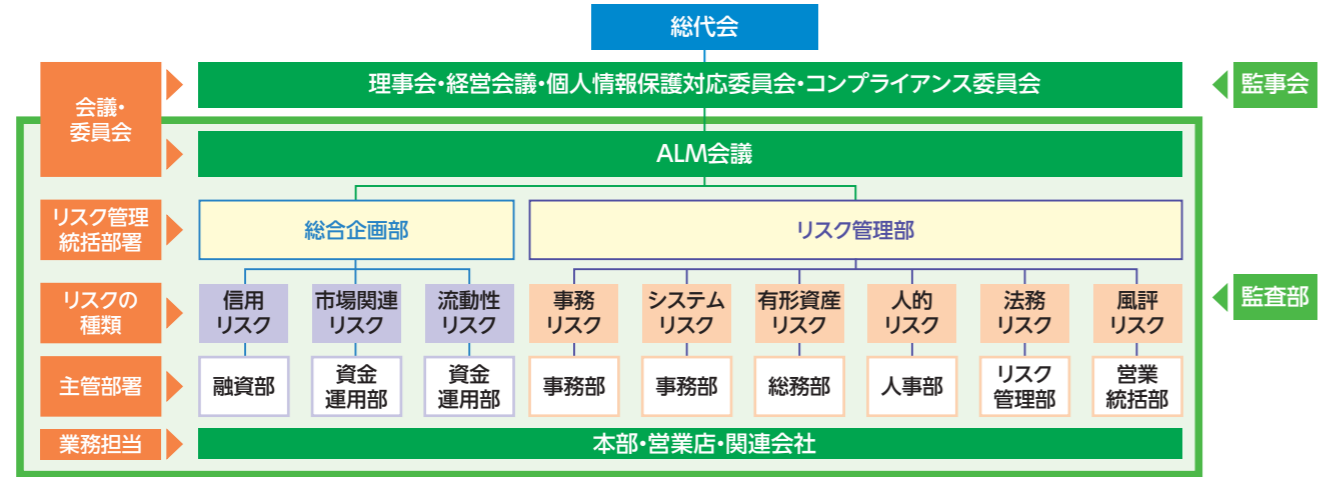
当金庫が行う業務を外部業者に委託する場合には、お客さまの情報管理や対応が適切に行われるよう努めます。



# 金庫運営の体制

## リスク管理態勢

金融機関の業務がますます複雑化かつ多様化するなか、リスクに対する万全な管理が不可欠となっています。当金庫では、経営の健全性を維持しつつ安定的な収益を確保するため、リスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスクの適切な管理・運営に努めています。この実現に向け、「健全経営」及び「統合的リスク管理」を主眼とした「リスク管理の基本方針」を定め、組織内に周知・徹底しています。具体的な「管理体系」及び「リスクの種類ごとの管理方法」等は下記のとおりです。



## リスクの種類と管理方法

リスクの種類	管理方法
<b>信用リスク</b> ご融資先の財務内容の悪化などにより、貸出金などが回収困難となり、損失を被るリスク。	信用リスクを厳正に管理するため、審査・査定部門を営業部門から明確に分離し、相互牽制機能が働くようそれぞれ独立した機能を持たせる態勢を構築しています。また、内部格付制度を導入し、貸出金の状況を的確に把握するとともに、大口化及び特定業種への偏った融資の抑制に努めています。信用リスクに関する事項を協議・検討する機関としてALM会議を設置し、リスク量の把握や貸出金ポートフォリオを業種別、格付別等に分類し、信用リスクの分散状況等を常時モニタリングしています。さらに、中小企業診断士を配置することや集合研修、実地指導により、職員の貸出審査能力の向上にも努めています。
<b>市場関連リスク</b> 金利、有価証券の価格及び為替などの市況の変動により、保有する資産・負債の価値が変動して、損失を被るリスク。	市場関連リスクを厳正に管理するため、資金運用部内にフロント部門、総合企画部内にミドル部門を設け、相互牽制機能が働くようそれぞれ独立した機能を持たせる態勢を構築しています。有価証券の運用については、価格変動に伴うリスクの回避に細心の注意を払い、保有している有価証券の価格が大きく下落して損失が拡大しないよう一定の価格水準に達すると売却を検討する基準等を設け、リスクを最小限にとどめるよう努めています。また、市場関連リスクに関する事項を協議・検討する機関としてALM会議を設置し、リスク量の把握や収益シミュレーション等を行い、安定的かつ効率的な資金の調達・運用に努めています。
<b>流動性リスク</b> 資金繰りに困難が生じたり、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク。	常時、手元流動性の状況を適切に把握し、安定的な資金繰りの管理に努めています。また、資金の運用にあたっては、換金性の高い資産の保有を念頭に置き、予期せぬ資金需要に対応できるよう十分な支払準備資産を確保し、万全な態勢を確立しています。
当金庫では、オペレーショナル・リスクを下記のとおり幅広いリスクと考え、それぞれについて評価・モニタリングに努めています。また、オペレーショナル・リスクに関する事項を協議・検討する機関としてALM会議を設置し、総合的にオペレーショナル・リスクを管理する態勢を構築しています。	
<b>事務リスク</b> 従業員が正確・迅速な事務処理を怠り、また事故や不正などにより、損失を被るリスク。	事務処理上のミスや事故などの発生を未然に防ぐため、事務取扱規定・要領の整備や各種研修等を実施して正確かつ迅速な事務処理を徹底しています。さらに、各店舗の定期的な自主検査や内部監査部門による監査を行い、事務処理の厳正化を図っています。
<b>システムリスク</b> コンピューターシステムの障害・誤作動・不備・不正利用などにより、損失を被るリスク。	オンライン・システムは、口座元帳のファイルや回線などの二重化によるバックアップ体制を整備しており、災害発生時の対策に万全を期しています。また、情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）を定め、セキュリティに十分配慮した管理・運用に取り組んでいるほか、システム障害等の緊急事態を想定して、危機管理計画に基づく対応訓練を実施しています。
<b>有形資産リスク</b> 災害等により、当金庫の有形資産が損傷して、損失を被るリスク。	従業員の身体、能力の低下及び人事運営上の不備により、損失を被るリスク。
<b>人的リスク</b> 法令等の違反行為が発生することなどにより、損失を被るリスク。	当金庫に対する評判の悪化により、損失を被るリスク。
<b>法務リスク</b>	
<b>風評リスク</b>	

## 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、各種リスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって管理する方法です。当金庫では、計量が可能なリスクに対して、できる限り統一した尺度で評価を行い、それらを統合することで全体のリスクの状況を把握するとともに、収益とのバランスをはかりながら、許容できる範囲内にリスクが収まるよう管理を行っています。ALM会議において、月次のリスク状況やリスク限度額の遵守状況を常時モニタリングしています。

## 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

### 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

[https://www.shinkin.co.jp/sagami/pdf/adr\\_gaiyou.pdf](https://www.shinkin.co.jp/sagami/pdf/adr_gaiyou.pdf)



苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は25ページ参照）または営業統括部（電話：0120-426-614）にお申し出ください。

### 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記営業統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業統括部」にお尋ねください。

### 苦情等への取組体制

